

岩手県警察職員の士気高揚に関する訓令

(昭和54年5月21日警察本部訓令第17号)

[沿革] 昭和55年12月警察本部訓令第20号、57年3月第11号、61年3月第7号、平成6年10月第18号、14年3月第5号、16年3月第8号、18年6月第21号、20年9月第17号改正

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この訓令は、職員の士気高揚に関し、必要な事項を定めるものとする。

(職員の心構え)

第2条 職員は、相互の意思疎通を促進し、積極的な参加意識をもって士気の高揚を図り、効率的な警察活動の推進に努めなければならない。

(幹部の責務)

第3条 幹部は、厳正な規律の中にも愛情をもって部下職員に接し、要望、意見等(以下「要望等」という。)を積極的に吸収、解消し、明るく活力ある職場づくりに努めなければならない。

第2章 士気高揚専門委員会

(委員会の設置)

第4条 岩手県警察運営総合対策委員会(岩手県警察総合運営対策委員会の設置及び運営に関する訓令(昭和54年岩手県警察本部訓令第16号)第2条に規定する委員会をいう。以下「対策委員会」という。)に、岩手県警察士気高揚専門委員会(以下「本部委員会」という。)を置く。

(委員会の組織)

第5条 本部委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織し、それぞれ次の各号に掲げる職にある者をもって充てる。

- (1) 委員長 警務部長
- (2) 副委員長 警務課長
- (3) 委員 会計課長、厚生課長、監察課長、生活安全企画課長、刑事企画課長、交通企画課長、公安課長

(委員会の任務)

第6条 本部委員会の任務は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 士気高揚に関する事項の調査及び検討
- (2) 提案の審議及び採択
- (3) その他この訓令の実施に必要な事務

(委員会の運営)

第7条 本部委員会は、委員長が必要の都度招集する。

2 委員長は、必要と認めるときは、委員以外の職員の出席を求めて意見を聞くことができる。

(記録)

第8条 本部委員会の議事は、これを記録しておくものとする。

(庶務)

第9条 本部委員会の庶務は、警務課において処理する。

(対策委員会への付議)

第10条 委員長は、本部委員会において調査、検討した事項で重要と認められるものは、対策委員会の審議に付するものとする。

(職員協議会)

第11条 本部委員会に、岩手県警察職員協議会(以下この条において「協議会」という。)を置く。

- 2 協議会に会員は、職種、階級、年齢、性別等の均衡を考慮し、本部長が職員の中から指名するものとする。
- 3 協議会は、士気高揚に関する事項について要望等を取りまとめ、本部委員会に提案す

るものとする。

4 その他協議会について必要な事項は、別に定める。

第3章 士気高揚推進委員会

(委員会の設置)

第12条 所属に士気高揚推進委員会(以下「所属委員会」という。)を置く。

(委員会の組織)

第13条 所属委員会は、委員長(以下「所属委員長」という。)及び委員若干名をもって組織する。

2 所属委員長は、所属の次長等をもって充てる。

3 委員は、所属長が所属職員の中から指名するものとする。

(委員会の任務)

第14条 所属委員会の任務は、第6条第1号及び第3号に掲げるとおりとする。

(委員会の運営)

第15条 所属委員会は、四半期ごとに開催するものとする。

2 所属委員長は、必要と認めるときは、臨時に委員会を開催するものとする。

3 所属委員会の議事は、これを記録し、所属長に報告しなければならない。

4 所属委員会の庶務は、所属委員長の指名するものが処理する。

第4章 提案

(提案)

第16条 職員は、士気高揚に関する事項について、個々に又は協同して提案することができる。

2 前項の提案は、書面又は電磁的方法(電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法をいう。以下同じ。)により本部委員長に行うものとする。

(提案の審議)

第17条 委員長は、前条の提案があったときはこれを受理して本部委員会で審議し、その結果を電磁的方法により職員に周知するものとする。

2 その他提案について必要な事項は、別に定める。

第5章 雑則

(報告)

第18条 所属長は、所属において講じた士気高揚に関する施策のうち、特異又は重要なもので他の所属の参考になると認めるものは、委員長に報告するものとする。

(表彰)

第19条 委員長は、本部委員会において採択された提案のうち、特に賞揚するに足りると認められるものについては、岩手県警察表彰に関する訓令(昭和49年岩手県警察本部訓令第9号)の定めるところにより提案者の表彰上申を行うほか、当該表彰の基準に至らない優れた提案については、提案者に提案賞を授与するものとする。